

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	30	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、道路法第37条に基づき新設電柱の占用が規制されている区域や緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線類に係る固定資産税の特例措置。 ・ 特例措置の内容 道路法第37条に基づき電柱の占用が禁止又は制限されている道路の区域 課税標準を4年間1/2に軽減 上記以外の緊急輸送道路 課税標準を4年間3/4に軽減 ・ 要望の内容 道路法第37条に基づき電柱の占用が禁止又は制限されている道路の区域に接続する届出対象区域を追加 課税標準を4年間1/2に軽減【拡充】 上記以外の緊急輸送道路に接続する届出対象区域 課税標準を4年間3/4に軽減【拡充】 対象事業者に、電気事業法第2条に規定される配電事業者を追加【拡充】 適用期間を3年間（令和4年4月1日～令和7年3月31日）延長【延長】 		
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法 附則第15条第32項 地方税法施行令 附則第11条第35項・第36項 地方税法施行規則 附則第6条第66項・第67項 		
減収見込額	[初年度]	— (▲516.0)	[平年度] ▲24.4 (▲516.0)
	[改正増減収額]	—	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 電線管理者が無電柱化に要する負担を軽減することにより無電柱化の取組を促進し、道路の防災性の向上、安全で快適な交通区間の確保、良好な景観の形成や観光振興を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成23年3月の東日本大震災においては、約56,000本の電柱の倒壊、電線の破断により、緊急車両の通行の支障となった。 平成28年には「無電柱化の推進に関する法律」が制定され、無電柱化を更に推進していくこととなった。 しかしながら、全国には依然として約3,600万本の電柱が建っており、減少するどころか毎年7万本ずつ増加しているのが現状である。 こうした中、令和3年3月道路法第44条の2に基づく届出対象区域の規定が追加され、また、国土交通省では令和3年5月に、新たな無電柱化推進計画を決定し、5年間で4,000kmを無電柱化することを目標とし更なる無電柱化を促進することとしたところである。 このため、電線管理者の負担を軽減させることで、更なる無電柱化のための設備投資へのインセンティブとして、本特例措置を拡充・延長させることが必要不可欠である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>① 首都直下型地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）</p> <p>7 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置 （2）膨大な人的・物的被害への対応 電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐため、無電柱化の取組を推進する</p> <p>② 国土強靱化基本計画（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）</p> <p>2 政策分野ごとの国土強靱化の推移新方針 （8）交通・物流 無電柱化等を推進する</p> <p>③ 第 5 次社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）</p> <p>第 2 章 今後の社会資本整備の方向性</p> <p>第 2 節 個別の重点目標及び事業の概要について</p> <p>1. 重点目標 1：防災・減災が主流となる社会の実現</p> <p>1-3：災害時における交通機能の確保 災害時の道路閉塞を防ぐ無電柱化を促進し、災害に強い道路ネットワークの構築を進める</p> <p>市街地の緊急輸送道路における無電柱化着手率 38%（令和 2 年度末）→52%（令和 7 年度末） （政策評価体系における位置付け） エネルギー・環境 電力・ガス</p>
	政策の達成目標	市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率 38%（令和 2 年度末）→52%（令和 7 年度末） 届出対象区域の無電柱化延長 23km/年
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）
	同上の期間中の達成目標	市街地の緊急輸送道路における無電柱化着手率 38%（令和 2 年度末）→50%（令和 6 年度末） 届出対象区域の無電柱化延長 23km/年
	政策目標の達成状況	市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率 38%（令和 2 年度末）
有効性	要望の措置の適用見込み	一般送配電事業者、配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者（計 500 社程度）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本制度により得られる税負担軽減効果は年間約 5 億円であり、事業者の負担軽減が更なる無電柱化のための設備投資のインセンティブとなることが期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>①国土交通省 道路整備事業費（令和 4 年度概算要求額：24,564 億円の内数） 防災・安全交付金（令和 4 年度概算要求額：10,291 億円の内数）</p> <p>②総務省 （1）電気通信事業分野における事業環境の整備のための調査研究（令和 4 年度概算要求額：3.3 億円の内数） （2）ケーブルテレビにおける伝送路の在り方に関する調査研究（令和 4 年度概算要求額：1.5 億円の内数）</p>

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算①は無電柱化事業を支援するもの、②(1)は電線管理者(電気通信事業者)の無電柱化手法の確立を支援するもの、②(2)は、電線管理者(ケーブルテレビ事業者)新設電柱抑制に関する具体的方策等について調査研究を実施するものである。対して本特例措置は電線管理者が無電柱化を実施する際の設備投資に対する税の軽減措置をするものである。
	要望の措置の妥当性	無電柱化の推進を図るためには、上記予算により道路管理者が電線共同溝等の整備を行うとともに電線管理者が電線等を新たに取得する必要があるが、無電柱化は公共性が高い一方、電線管理者の負担も大きく、新たに取得した電線等に係る固定資産税が多大なものとなることから、本特例措置による固定資産税の負担の軽減が必要であり、本特例措置は、政策の達成のための手段として妥当である。
税負担軽減措置等の適用実績		平成30年度実績 4,638百万円(32事業者) 平成31年度実績 5,307百万円(32事業者) 令和2年度実績 4,654百万円(31事業者)(道路局による業界団体への聞き取り調査)
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績		適用総額：課税標準(固定資産の価格) 平成29年度 1,702,769(千円) 平成30年度 5,486,224(千円) 令和元年度 9,581,822(千円)
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)		本特例措置を通じて、無電柱化により新たに取得した電線等に係る負担が軽減されることから、更なる無電柱化を進めるためのインセンティブとして有効である。
前回要望時の達成目標		○市街地の幹線道路の無電柱化率 目標値：20%(令和2年度) 現況値：18%(令和2年度)
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		目標に達していない理由としては、電線共同溝の整備コストが高いこと、地上機器の設置場所確保に伴う住民との調整、用地取得が難航したこと等による事業着手の遅延などが挙げられる。
これまでの要望経緯		平成28年度 新設 平成31年度 延長・拡充